

京都労働経済活力会議について

1 京都労働経済活力会議の概要

平成 18 年 10 月に「京都雇用創出活力会議」として設置し、行政・労働者団体・使用者団体の代表者が一堂に会し、地域の経済・雇用情勢に応じた、「オール京都」体制での、きめ細かな雇用対策のあり方・全体戦略等について協議。

2 第 2 回会議について

(1) 日時

令和 7 年 1 月 13 日（木）10 時 00 分～11 時 00 分

(2) 場所

からすま京都ホテル 双舞

(3) 出席者

京都府知事、京都市長、京都労働局長、日本労働組合総連合会京都府連合会会長、一般社団法人京都経営者協会会長

(4) 議題

- ・実質賃金の引き上げについて
- ・新たな推進組織の設立について

⇒実質賃金の引き上げの実現や新たな推進組織の設立に向けて、オール京都体制で取り組むことを確認。（詳細は資料 1—2 のとおり）

3 国への要望について

会議を踏まえ、国に対して物価上昇を上回る賃上げの実現に向けた対策を求める緊急要望を実施。

(1) 要望日

令和 7 年 2 月 11 日（木）

(2) 要望先

文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

(3) 要望事項（詳細は資料 1—3 のとおり）

- ・国の総合経済対策の早期実施
- ・中小企業の生産性向上・経営基盤強化のための支援
- ・リカレント・リスキリングによる人材育成支援
- ・価格転嫁・取引適正化の徹底
- ・「年収の壁」など社会保険制度の見直し
- ・最低賃金制度のあり方見直し

令和7年11月13日

■ 確認事項**▶ 実質賃金の引き上げの実現について**

○正規雇用化、多様な働き方の推進、労働者のスキルアップなど、企業に非正規労働者の賃上げや同一労働・同一賃金の遵守を図る取組を要請する。

○中小企業が賃上げの原資を確保できるよう、府・市において生産性向上を支援するため、国とも連携して、業務改善助成金やキャリアアップ助成金の活用促進を図るとともに、経営基盤強化を支援する。

○労働者の所得増加を促進するため、仕事と育児・介護等の両立や、リモートワーク、副業・兼業、その他多様で柔軟な働き方など、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた取組を強化する。

▶ 新たな推進組織の設立について

○令和8年度に「未来京都・人づくり推進機構（仮称）」の準備室を立ち上げ、速やかに機構を設立するとともに、行労使間で効果的な施策や推進体制について検討する。

○令和9年度からの本格始動を目指し、令和8年度は学生等に対する就職支援体制を強化するため、モデル的に事業を実施する。

○学生の府内就職・定着の促進については、新たな推進組織の最重要事項として取り組む課題であり、府市は、就労・奨学金返済一体型支援事業の情報発信強化も含め、拡充内容を検討する。

(参考)**▶ 京都府、京都市、連合京都、京都経営者協会による国への要望について**

○中小企業が賃上げの原資となる利益を確保できるよう、税制・補助金などを総合的に活用し、企業の成長に資する業務改善・設備投資などの環境整備への支援の強化・拡充を求める。

○国と地方自治体の支援制度について、双方の制度がより機能するよう、国の支援制度について柔軟な制度設計や早期の情報提供を求める。

○リカレント・リスキリングによる人材育成支援について、利用者、事業者双方が理解し、活用できる制度への改善とともに、自治体独自の取組への積極的な財政支援や情報共有を含めた事業連携の強化を求める。

○適切な価格転嫁の実現のため、価格転嫁に係る周知広報や発注者への指導等の徹底、並びに税制及び補助金・助成金によるインセンティブ付与等の中小企業への各種支援策の拡充などにより、実効性のある価格転嫁対策等を講じることを求める。

○いわゆる「年収の壁」などの社会保険制度の見直しについて、地方財政への影響等を十分考慮の上、社会保険料の減免・猶予など公的負担に係る支援策の検討を求める。

○最低賃金について、実質賃金の引き上げを目指す上でも、今まで以上に労働者・経営者双方に中央及び地方最低賃金審議会の資料を分かりやすく示すなどして理解促進を図るとともに、決定に至るプロセスを検証の上、地域の実情を踏まえた内容となるよう対応策を講じることを求める。

物価上昇を上回る賃上げの実現に向けた緊急要望書

我が国の経済は、緩やかな回復基調を維持している。連合の調査によると、今年の春季労使交渉では、平均賃上げ率が5.25%と34年ぶりの高水準となり、京都府においても、昨年に引き続き5%台の大幅な引上げとなっている。

一方で、食料品など身近な物も含めてあらゆる分野で物価が高騰し続けており、実質賃金は9カ月連続でマイナスとなっている。また、人材の確保・定着のため、業績は改善していないが賃金を引き上げる、いわゆる「防衛的賃上げ」を行う企業も見られる。このため、労働者において、賃金が上昇している実感や、今後も継続的に賃金が上昇する期待感が希薄となり、個人消費が低迷している。

賃金の引上げは、労働者の生活の安定と向上が図られることにより経済の好循環をもたらし、さらには地域経済の活性化にも繋がることから重要であり、中小企業において物価上昇を上回る賃上げが継続して実現できるように、以下の対策を緊急要望する。

1 国の総合経済対策の早期実施について

国においては、この度、「強い経済」の実現に向けて、「生活の安全保障・物価高への対応」を第一の柱とする総合経済対策を策定され、また、地域のニーズにきめ細かく対応する重点支援地方交付金の「拡充」も掲げられているところ。

地方自治体において、適正な事業期間で、効果的な施策が展開できるよう、交付金制度の柔軟な運用と十分な予算を確保すること。

2 中小企業の生産性向上・経営基盤強化のための支援について

実質賃金の増加に向けては、物価高対策に加え、中小企業が賃上げの原資となる収益を確保することが必要である。税制・補助金などを総合的に活用し、生産性向上、DX、省力化投資など企業の成長に資する業務改善・設備投資などの環境整備への支援を強化・拡充すること。

業務改善助成金については、申請要件の緩和や手続きの簡素化など制度を拡充されてきたが、人材確保・定着に向けて一層の賃上げが求められる状況において、最低賃金を一定上回る中小企業が更なる賃上げに取り組む場合も支援対象に加えるなど、多くの中小企業の賃上げを支えられるよう、制度改善を図ること。

さらに、京都府では、最低賃金の大幅な引上げを受けて、業務改善助成金へのいわゆる上乗せ支援を実施しているが、双方の制度がより機能するよう、国の様々な支援制度において、柔軟な制度設計や早期段階での情報提供を図ること。

3 リカレント・リスキリングによる人材育成支援について

人口減少に伴う人手不足の状況が深刻化する中で、企業の経営基盤強化による生産性向上はもとより、働く従業員の個々の能力を高めることは、処遇改善、成長分野への労働移動、さらには人材確保を進める上で極めて重要であるとともに、ウェルビーイングの観点からも一層推進すべき取組である。

国におかれでは、人材開発支援助成金やキャリアアップ助成金による支援に加え、本年10月からは雇用保険に「教育訓練休暇給付金」を新設するほか、全国に「キャリア形成・リスキリング支援センター」を設置し、独自に支援体制を強化されている。京都府においても令和3年8月に行労使が中心となって「京都府生涯現役クリエイティブセンター」を立ち上げ、現時点で10万人を超える方々のリカレント・リスキリングを支援しているところである。

利用者、事業者の双方が理解し、活用できる制度への改善とともに自治体独自の取組への積極的な財政支援や情報共有を含めた事業連携を強化すること。

4 價格転嫁・取引適正化の徹底について

中小企業庁の調査によると、労務費の価格転嫁は一定進んできているが、コスト全般の転嫁率より低い状況である。また、受注企業の取引段階が深くなるにつれ、価格転嫁の割合が低くなる傾向がある。

令和8年1月の「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の施行においては、適切な価格転嫁についての周知広報、並びに発注者への指導等を徹底すること。また、税制及び補助金・助成金によるインセンティブ付与等の中小企業への各種支援策の拡充などとセットで、実効性のある価格転嫁対策等を講じること。

また、物価高騰が続く中、消費者が価格の低い商品を希望することは致し方ないが、適切な価格転嫁は企業の収益向上に繋がり、賃上げの原資となって労働者に還元されることから、消費者理解の促進など社会全体で価格転嫁を受け入れるための機運醸成に向けた方策を講じること。

5 「年収の壁」など社会保険制度の見直しについて

いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができることは、賃上げの実効性を高め、労働者の収入の増加や企業の労働力確保の観点からも重要である。「年収の壁」については、基礎控除の引上げなどの見直しが進んでいるが、最低賃金の大額な引上げなどにより、年末に向けた働き控えなどが懸念されている。

また、社会保険料率は上昇傾向にあり、賃金の引上げと連動することから労使双方にとって負担感が増している。地方財政への影響等を十分考慮の上、社会保険料の減免・猶予など公的負担に係る支援策を検討すること。

6 最低賃金制度のあり方見直しについて

最低賃金の決定においては、労使で丁寧に議論を深める必要があるが、今年度の京都地方最低賃金審議会答申においては、賃上げに向けた政府の支援や都道府県の取組に対する政府の後押しなどの支援策の詳細が示されなかつたことが、審議に大きな影響を与えたとして、遺憾の意が述べられている。

今後も、最低賃金は上昇傾向にあると見込まれることから、労使双方の理解促進のためにも、必要な資料を分かりやすく提示するとともに、この度の総合経済対策においても、地方公共団体による地域の実情にあつた賃上げ支援の取組を国として後押しするとされていることから、中央最低賃金審議会による改定目安の答申や、地方最低賃金審議会による最低賃金の答申において、プロセスや制度の課題を検証の上、地域の実情を踏まえた内容となるよう対応策を講じること。

また、最低賃金の引上げが、各地域の中小企業の経営や雇用に与える影響について、調査・研究を行い、必要な対策を講じること。

令和7年12月

文部科学大臣 松本 洋平 様

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

経済産業大臣 赤澤 亮正 様

内閣府特命担当大臣（地方創生） 黄川田 仁志 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 城内 実 様

京都府知事

西脇 隆俊

京都市長

松井 孝治

日本労働組合総連合会京都府連合会会長

原 敏之

一般社団法人京都経営者協会会长

前川 重信

令和7年度 9月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	経営基盤強化推進事業費			新規・継続の別	新規	
予算額	280,000千円	国庫	起債	その他	一般財源	
		280,000	—	—	—	
1 趣旨						
中小企業者の賃上げが可能となるような経営基盤強化を図るため、即効的な経費削減効果がある設備投資等に対し支援する。						
2 事業内容						
事業内容 〔目的 対象 方法等〕	支援対象	中小企業者が行う次の取組に要する経費 ①経営基盤強化に資する設備投資等 (機器・設備の導入、経営コンサルティング、人材育成等) ②就業規則の改正等に係る社会保険労務士の派遣				
	補助要件	府の公募開始日以降において、令和7年度に改正決定される京都府最低賃金の引き上げ額(※)以上の事業場内最低賃金の引き上げを行うこと ※京都地方最低賃金審議会の答申における引き上げ額は64円				
	補助率	①1/2 ※業務改善助成金の交付を受ける場合は、国の交付額を除いた額の1/2 ②1/2				
	補助上限	①500万円 ②10万円				
担当課 担当名	労働政策室 人材確保推進係	課・担当電話番号	075-682-8925			

令和7年度12月補正（追加）予算案主要事項説明

健康福祉部

商工労働観光部

事業名	賃上げ実現緊急支援事業費			新規・ 継続の別	新規																		
予算額	1,000,000千円	国庫	起債	その他	一般財源																		
		1,000,000	—	—	—																		
事業内容 〔目的 対象 方法等〕	<p>1 趣旨 持続的な賃上げの実現に取り組む中小企業者等を緊急的に幅広く支援する。</p> <p>2 事業内容</p> <table border="1"> <tr> <td>① 中小企業者</td><td>900,000千円</td></tr> <tr> <td>支援内容</td><td>持続的な賃上げの実現に向けて作成する事業計画に基づく取組に要する経費 ・高収益ビジネスモデルへの転換や価格転嫁に向けたコンサルティングに要する経費 ・機器・設備の導入経費 など幅広く支援</td></tr> <tr> <td>補助要件</td><td>(1)宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、卸売業・小売業、サービス業(他に分類されないもの)※事業場内最低賃金について京都府最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上引き上げること (2)その他の業種※ 給与支給総額について京都市消費者物価指数の令和7年平均の前年比上昇率を上回る引き上げを行うこと ※日本標準産業分類に準拠</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>(1)中小企業者：2／3、小規模企業者：3／4 (2)中小企業者：1／2、小規模企業者：2／3</td></tr> <tr> <td>上限</td><td>500万円</td></tr> </table> <p>② 障害福祉サービス事業所</p> <table border="1"> <tr> <td>支援内容</td><td>就労継続支援事業所等が利用者の賃金、工賃の向上に必要な機器の導入等に要する経費</td></tr> <tr> <td>補助要件</td><td>持続的な賃金、工賃の引き上げの実現に向けた事業計画を作成し、障害者の賃金、工賃の向上に向けた取組を行うこと</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>3／4</td></tr> <tr> <td>上限</td><td>100万円</td></tr> </table> <p>※京都市内を除く</p>	① 中小企業者	900,000千円	支援内容	持続的な賃上げの実現に向けて作成する事業計画に基づく取組に要する経費 ・高収益ビジネスモデルへの転換や価格転嫁に向けたコンサルティングに要する経費 ・機器・設備の導入経費 など幅広く支援	補助要件	(1)宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、卸売業・小売業、サービス業(他に分類されないもの)※事業場内最低賃金について京都府最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上引き上げること (2)その他の業種※ 給与支給総額について京都市消費者物価指数の令和7年平均の前年比上昇率を上回る引き上げを行うこと ※日本標準産業分類に準拠	補助率	(1)中小企業者：2／3、小規模企業者：3／4 (2)中小企業者：1／2、小規模企業者：2／3	上限	500万円	支援内容	就労継続支援事業所等が利用者の賃金、工賃の向上に必要な機器の導入等に要する経費	補助要件	持続的な賃金、工賃の引き上げの実現に向けた事業計画を作成し、障害者の賃金、工賃の向上に向けた取組を行うこと	補助率	3／4	上限	100万円				
① 中小企業者	900,000千円																						
支援内容	持続的な賃上げの実現に向けて作成する事業計画に基づく取組に要する経費 ・高収益ビジネスモデルへの転換や価格転嫁に向けたコンサルティングに要する経費 ・機器・設備の導入経費 など幅広く支援																						
補助要件	(1)宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、卸売業・小売業、サービス業(他に分類されないもの)※事業場内最低賃金について京都府最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上引き上げること (2)その他の業種※ 給与支給総額について京都市消費者物価指数の令和7年平均の前年比上昇率を上回る引き上げを行うこと ※日本標準産業分類に準拠																						
補助率	(1)中小企業者：2／3、小規模企業者：3／4 (2)中小企業者：1／2、小規模企業者：2／3																						
上限	500万円																						
支援内容	就労継続支援事業所等が利用者の賃金、工賃の向上に必要な機器の導入等に要する経費																						
補助要件	持続的な賃金、工賃の引き上げの実現に向けた事業計画を作成し、障害者の賃金、工賃の向上に向けた取組を行うこと																						
補助率	3／4																						
上限	100万円																						
担当課 担当名	①労働政策室 人材確保推進係 ②障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係	課・担当電話番号	075-682-8925 075-414-4596																				

令和8年度 当初予算案主要事項（令和7年度2月補正含む）説明

商工労働観光部

事業名	金融・経営一体型支援体制強化事業費			新規・ 継続の別	継 続																							
予 算 額	540,000千円 (2月補正：540,000千円)		国 庫	起 債	その他の財源																							
		540,000		—	—																							
1 趣 旨 金融機関、経営支援団体が一体となって構築した府内地域毎の支援体制を強化し、中小企業等の事業継続を支援する。																												
2 事業内容																												
事業内容 〔目的 対象 方法等〕	(1) 金融・経営一体型支援ネットワーク		260,000 千円																									
	厳しい経営環境にある中小企業の経営改革に向け、金融と経営が一体となった伴走支援を実施するため、金融機関と経営支援機関の橋渡しを行う特別経営指導員の配置に加え、高度化する経営課題に対応する経営支援コーディネーターの配置等により、経営相談体制を強化																											
	(2) 中小企業持続経営支援補助金		280,000 千円																									
	金融と経営の一体型支援を推進する中小企業応援隊の支援ツールとして、中小企業の経営安定と成長をサポートする「ステップアップ枠」、ビジネスモデル転換等を支援する「チャレンジ枠」、他企業のモデルとなる横展開可能な先駆的取組を支援する「特別経営支援枠」により、個々の企業の状況に応じたきめ細かい支援を実施																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">ステップアップ枠</th> <th colspan="2">チャレンジ枠</th> <th>特別経営支援枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>小規模 企業者等</td> <td>中小 企業者</td> <td>小規模 企業者等</td> <td>中小 企業者</td> <td>中小企業者等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>2 / 3</td> <td>1 / 2</td> <td>2 / 3</td> <td>1 / 2</td> <td>2 / 3</td> </tr> <tr> <td>補助上限</td> <td>20万円</td> <td>30万円</td> <td>60万円</td> <td>80万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	ステップアップ枠		チャレンジ枠		特別経営支援枠	対象者	小規模 企業者等	中小 企業者	小規模 企業者等	中小 企業者	中小企業者等	補助率	2 / 3	1 / 2	2 / 3	1 / 2	2 / 3	補助上限	20万円	30万円	60万円	80万円	100万円
区 分	ステップアップ枠		チャレンジ枠		特別経営支援枠																							
対象者	小規模 企業者等	中小 企業者	小規模 企業者等	中小 企業者	中小企業者等																							
補助率	2 / 3	1 / 2	2 / 3	1 / 2	2 / 3																							
補助上限	20万円	30万円	60万円	80万円	100万円																							
担当課・担当名	中小企業総合支援課 金融・経営支援係	課・担当電話番号	075-366-4357																									

令和8年度 当初予算案主要事項（令和7年度2月補正含む）説明

文化生活部
健康福祉部
商工労働観光部

事業名	生産性向上・人手不足対策事業費			新規・ 継続の別	継続
予算額	800,000千円	国庫	起債	その他	一般財源
	(2月補正：800,000千円)	800,000	—	—	—
1 趣旨					
中小企業や社会福祉施設、保育所・幼稚園等の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施する。					
2 事業内容					
事業内容 〔目的〕 〔対象〕 〔方法等〕	(1) 生産性向上に向けた勉強会等の取組への支援 22,000千円				
	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が属する各種組合、企業グループ【①】 ・社会福祉関係団体等【②、③】 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上に資する取組の好事例やノウハウを取り込むための勉強会・ワークショップ等の実施に要する経費 ・社会福祉施設等の生産性向上の取組を総合的に支援する相談窓口の運営 			
	(2) 生産性向上に資する設備導入等への支援 778,000千円				
	対象	<ul style="list-style-type: none"> (1) の生産性向上に向けた勉強会等に参加した ・組合、グループ、これらに属する中小企業【①】 ・高齢、障害者施設等（京都市内を除く）【②】 ・保育所、幼稚園等【②、③】 			
		支援内容 生産性向上に資する設備導入や人材育成等に要する経費			
補助率	3／4（補助上限：2,000千円）				
担当課・担当名	① 中小企業総合支援課 金融・経営支援係 ② 地域福祉推進課 福祉人材・法人指導係 ③ 文教課 幼稚園・専修学校係	課・担当電話番号		075-366-4357 075-414-4561 075-414-4518	